# バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。 なお、ご注文期間が短い為ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくご協力の 程、御願い申しあげます。ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊 社までお問い合わせください。

発行日: 2014年7月31日 株式会社 東 洋 京都市山科区椥辻草海道町 9-5 TEL. 075-501-6616

FAX. 075-592-3030

敬具

# 相続税 R4 平成 26 年対応版 (Ver.14.10) の予定

平成 26 年分の相続税の申告書、財産評価明細書および税務代理権限証書の新様式に対応した「相続税 R4 平 成26年対応版(Ver.14.10)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 26 年 1 月 1 日以降に相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税 の申告に使用していただけます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承願います。

1. 発行プログラム

- 3. 改正の内容について
- 2. リリース時期 (予定) 4. システムの対応内容

# 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 14. 10	Ver. 13. 10、13. 10a

※贈与税電子申告更新用プログラムは、平成26年贈与税改正対応版と併せてリリースする予定です。(今 回はリリースしません。)

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 <b>R4</b> )	コンバート元 (旧製品)
Ver. 1. 14 (予定)	Ver. 14. 10	相続・贈与税顧問: Ver.H26.10 財産評価顧問: Ver.H26.10

<sup>※</sup>コンバートを行う環境には、コンバート先に対応する旧製品の上記対象バージョンがセットアップされ ている必要があります。アップグレード製品では、コンバート用に旧製品のセットアッププログラムも 提供します。

# ※旧製品の相続案件の中の贈与案件は、コンバートの前に1件ずつ選択してください

相続・贈与税顧問の旧バージョンデータ読込で案件を取り込んだ後、上記バージョンで一度も起動して いない贈与案件が存在していると、その案件全体がコンバートできません。(「異常終了」となります。) コンバートする案件は、「贈与税] → 「案件選択・作成」で「申告年: すべて」を選択してから、すべ ての贈与案件について [選択] → [閉じる] を実行してください。

# 2. リリース時期(予定)

## 2-1. Eiボードダウンロードマネージャーの公開(予定)

2014年9月5日(金)

## 2-2. マイページのダウンロード公開(予定)

2014年9月5日(金)

## 2-3. オプション CD 保守契約 送品開始(予定)

インターKX 相続税 R4 : 2014 年 9 月 16 日 (火) 相続税顧問 R4 : 2014年9月16日(火)

# 3. 改正の内容について

システムに関係する改正の概要は次のとおりです。

#### 3-1. 相続税

## ■医療継続に係る相続税の納税猶予等の創設

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額は免除されます。

※認定医療法人(仮称)とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する 法律に規定される移行計画(仮称)について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定 を受けた医療法人をいいます。

- ・移行期間内に持分のない医療法人に移行しなかった場合や認定の取り消し、持分の払戻等の事由が生じた場合には、相続税の申告期限からの期間に係る利子税を併せて納付します。
- ・移行計画(仮称)の認定制度の施行の日(平成 26 年 10 月 1 日施行予定)以後の相続等について適用されます。

## ■相続財産を寄附した場合の相続税の非課税制度の対象拡大(第 14 表)

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が加えられました。

#### ■相続税の申告書 様式の変更

相続税の申告書 第1表、第1表 (続) が変更される見込みです。 その他の帳票についても、文言の変更がある可能性があります。

## ■相続税の延納申請書 特例割合の変更

特例割合が平成26年1月1日から変更になりました。

## 3-2. 財産評価

## ■取引相場のない株式の評価 第5表、第8表 税率の変更

法人税の地方法人特別税額、地方法人税額などの改正に伴い、取引相場のない株式第5表®、第8表®、(21)の「評価差額に対する法人税額等相当額」を計算する率が変更になります。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	率
平成 25 年 5 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	42%
平成26年4月1日から平成26年9月30日まで	40%
平成 26 年 10 月 1 日以降	

# 4. システムの対応内容

## 4-1. 相続税

- ■税務代理権限証書の新様式対応(相続税、贈与税) 税務代理権限証書の新様式に対応します。
- ■相続税の申告書 帳票フォームの変更(改正対応)変更された様式に対応します。
- ■相続税の延納申請書 特例割合の変更(改正対応) 延納申請書に参考表示している特例割合を、平成26年1月1日以降の割合に変更します。
- ■種類別財産(債務)一覧 財産名称の列幅削減、数量の表示追加(相続税、贈与税)
  - ・種類別財産(債務)一覧に表示している「財産名称」の列幅を狭くします。
  - ・種類別財産(債務)一覧の「価額」の右側に「数量」(地積など)と「単位」の表示を追加します。

## 4-2. 財産評価

## ■取引相場のない株式の評価 第5表、第8表(改正対応)

「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税割合(率)を、次のように切り替えて初期表示します。

- · 第 1 表 課税時期 平成 26 年 3 月 31 日以前: 42%
- 第1表課税時期 平成26年4月1日以後:40%



## ■取引相場のない株式の評価 第1表~第8表を起動するボタンの追加

取引相場のない株式の評価では、ツールバーの [次表] の右側のボタン(財産、贈与、相続、計算、贈第一表、相第 1 表、相第 1 表、相第 1 表、相第 1 表)を、それぞれ [株第 1 表] ~ [株第 8 表] に変更して、直接株式の入力画面を起動できるようにします。



#### ■財産ランチャー 一覧に表示する明細行の増加、財産名称の列幅削減

- ・財産ランチャーに表示する明細行が増加するように画面全体を見直します。
- ・財産ランチャーに表示している「財産名称」の列幅を狭くします。
- ・「全て」タブからの印刷で、定期預金・貸付信託等の評価明細書に定期預金と貸付信託等を同時に印刷で きるようにします。

#### ■定期借地権の評価 「土地参照」ボタンの変更

路線価方式、倍率方式の土地を取り込む[土地参照]ボタンを、倍率方式の右側に配置するように変更します。

## 4-3. 相続税試算表(機能アップ)

### ■ファイル出力機能の追加

相続税試算表に、CSV ファイル出力機能を追加します。

## ■小規模宅地等の特例を適用した土地 出力項目の追加

「減額後の価額」に加え、「減額前の価額」、「特例による減額」を追加してします。

「特例による減額」は、マイナスで表示します。

この対応により行数が増加するため、小規模宅地等の特例を選択できる「その他の土地」は3件から1件に削減します。

## ■小規模宅地等の特例適用画面の改善(平成27年以降用)

小規模宅地等の特例適用画面で、平成 27 年以降用の「限度面積要件の計算」に「貸付事業用宅地がない場合」の計算式を追加します。

#### ■財産分割 画面レイアウトの変更

「財産分割」画面で横に並べて表示していた相続人を、縦に表示するように変更します。

### ■納税資金の入力

「納税資金」と「納税資金過不足額」を追加します。

「納税資金過不足額」がマイナスのときは赤字で表示します。

これらの行の追加に伴い、帳票欄外の「相続税の速算表」は削除します。

#### ■「プラン」のタブ名変更機能の追加

「プラン」タブのタブ名を変更できるようにします。

タブのダブルクリックやタブのクリック→ [Insert] で変更します。(Ei ボードの起動ボタンを配置するタブ名の変更と同じ動作になります。)

この対応により、[プラン名変更] ボタンは削除します。

## ■ 配偶者の税額軽減額の計算方法の選択追加

「算出税額」と「配偶者の税額軽減の基となる金額」の計算式が異なるために、配偶者の課税価格が法定相 続分以内にもかかわらず納付税額が発生する場合があります。

配偶者の税額軽減額を算出税額と同額にして、納付税額を発生させないような設定を選択できるようにします。

## 4-4. 処理初期値設定、案件基本情報の処理設定

#### ■財産名称への転記設定の削除

「財産名称」について「所在地番」、「銘柄」から転記する設定を削除します。

なお、次の転記設定は変更ありません。

山林・森林の立木の評価、取引相場のない株式の評価、定期預金・貸付信託等、定期金に関する権利の評価、営業権の評価

以上、よろしくお願いします。